

感染症にかかった場合の「医師が記入する意見書」の提出について

お子さんに感染症の症状がみられる時は、すみやかに医療機関を受診してください。感染症の診断を受けた場合は、施設での集団生活ができる健康状態に回復し、登園が可能であることを医師に確認するまで登園を控えていただくようお願いします。

なお、次に示す感染症にかかった場合は、登園を再開する際に医師が記入した下記の意見書を施設に提出してください。

感染症拡大予防のため、みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。

【意見書の提出が必要な感染症】

麻しん（はしか）、風しん、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、結核、咽頭結膜炎（プール熱）、流行性角結膜炎、百日咳、急性出血性結膜炎、髄膜炎菌性髄膜炎、腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）

※ 状況に応じて、対象となる感染症を一時的に追加する場合があります。

----- 切り取り線 -----

※ 医療機関に記載を依頼してください（医療機関独自の様式でも構いません）

意 見 書

施設長 様

お子様の名前 _____

病名

上記の感染症について、症状も回復し、集団生活に支障がない状態になったので、____月____日から登園可能と判断します。

____年 ____月 ____日

医療機関名

医師名

㊞

※医療機関名、医師名はゴム印でも構いません。

診察医のみなさまへ

市では、児童福祉施設の入所児童が感染症をり患した際は、施設での集団生活が可能な状態であり、施設内での集団発生や流行につながる状態となつてからの登園再開となるよう保護者に求めています。

一部の感染症にり患した児童につきましては、登園再開の際に医師記載の意見書を施設に提出することとしておりますので、本意見書の記載を含め、子どもの健康状態が回復してからの登園再開となるようご配慮いただきますようお願いいたします。